

警察庁訓令第7号  
昭和42年6月2日  
一部改正  
警察庁訓令第1号  
平成8年3月25日

## 鑑識技能検定に関する訓令

### (概要)

本訓令は、警察職員の犯罪鑑識についての技能検定に関する基準を定め、犯罪鑑識の知識及び技能の向上並びに普及徹底を図り、犯罪捜査能力の向上に資することを目的として

技能検定の種別、方法

鑑識技能検定委員会の設置、構成、任務

技能検定の合格基準

合格証書の授与

等について定めている。